

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地
市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第 84 回国民スポーツ大会（以下、「国
スポ」という。）及び第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・
監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下、「参加者」という。）の配宿等の業務を円滑
に推進する。

1 配宿業務の実施

（１）宿舎に関する調査の実施

〔国スポ〕

参加者の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施す
る。

〔全スポ〕

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

（２）宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等
への宿泊意向調査を実施する。

（３）仮配宿計画の作成

〔国スポ〕

仮配宿計画（会場市町村毎に参加者をどの宿舎に配宿するかシミュレーションを行い作
成した計画をいう。以下同じ。）は、宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意
向調査に基づき、県と会場市町村が連携して作成する。

〔全スポ〕

仮配宿計画は、宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、
県は、仮配宿計画を作成する。

（４）宿舎の充足対策

〔国スポ〕

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、
ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市
町村が、公共施設等の転用（以下、「転用施設」という。）、民家の利用（以下、「民泊」とい
う。）及び近隣市町村の旅館等の利用（以下、「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充
足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に実施できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等による連絡
会議を設置する。

〔全スポ〕

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、
広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

（５）配宿計画の作成

〔国スポ〕

県と会場市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村毎の宿泊人数を調整のうえ、配宿計画

を作成する。

[全スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[全スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金は、県、準備委員会及び実行委員会と旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[全スポ]

参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体との協議し、県準備（実行）委員会が決定する。

3 宿泊本部の設置

[国スポ]

各都道府県及び会場地市町村との連携を密にし、宿泊の申し込み、変更及び取り消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[全スポ]

各都道府県及び会場地市町村との連携を密にし、宿泊の申し込み、変更及び取り消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 食事の提供

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた島根県のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう、安全・安心で栄養バランスの良い食事の提供に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[全スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。